（衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所）

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第７区選挙長告示第２号

令和３年１０月３１日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第７６条において準用する同法第６２条第２項及び第４項の規定による選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和３年１０月１９日

衆議院小選挙区選出議員選挙北海道第７区選挙長　菅原　裕之

１　くじを行う日時　　令和３年１０月２８日　午後５時３０分
２　くじを行う場所　　釧路市浦見２丁目２番５４号
　　北海道釧路総合振興局３階会議室